

info
09

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

8月1日(土)から使用する「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中にお届けします

「資格確認書」が送付される方

(次のいずれかに該当する方)

- ▶ 85歳以上の方
- ▶ マイナ保険証をお持ちでない方
- ▶ マイナ保険証を直近1年間に6回以上利用しなかった84歳以下の方
- ▶ マイナ保険証を直近3か月に利用しなかった84歳以下の方

※「資格情報のお知らせ」は送付されません。

医療機関を受診する際は、医療機関窓口へ「資格確認書」を提示してください。

「資格情報のお知らせ」が送付される方

- ▶ マイナ保険証を直近1年間に6回以上利用し、かつマイナ保険証を直近3か月に1度でも利用した84歳以下の方

※「資格情報のお知らせ」が送付される方には、「資格確認書」は交付されませんが、やむを得ない理由によりマイナ保険証で受診することが困難な方などは、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。

医療機関を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください。なお、受診時に事情によりマイナ保険証が利用できない場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を医療機関窓口へ提示してください。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を7月中にお届けします

保険料のお支払い方法は、年金天引きでの納付(特別徴収)、口座振替または納付書での納付(普通徴収)となります。

納付方法が年金天引きの対象とならない方は、口座振替または納付書で納めていただくことになっていますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は、金融機関の窓口でお手続きください。

なお、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、本年度から保険料率が右図のとおり変更されます。詳細については、広報ゆざわ5月号(15ページ)に掲載しています。また、市ホームページもご確認ください。

保険料および保険料率の改定

令和7年度 年額

均等割額	医療分： 45,260円	所得割率	医療分： 9.02%
------	------------------------	------	----------------------

令和8年度 年額

均等割額	医療分	： 55,996円 (+10,736円)
	子ども分	： 1,350円 (+1,350円)
所得割率	医療分	： 9.73% (+0.71%)
	子ども分	： 0.25% (+0.25%)

☎ 後期高齢者医療制度に関すること…市民課国保年金班(☎55-8164)または各総合支所

保険料率の改定に関すること……秋田県後期高齢者医療広域連合コールセンター(☎0120-331-150)
受付時間：午前9時～午後6時(平日)